

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」

が発行されます

— 年末調整・確定申告まで大切に保管を! —

国民年金保険料は、所得税や住民税の申告で全額が社会保険料控除の対象となります。

ので、所得の年末調整や確定申告を行う際には必ずこの証明書(又は領収証書)を添付して下さい。

その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が対象です。

また、10月1日から12月31日までの間に今年はじめて国民年金保険料を納付された方については、翌年の2月上旬に送付されます。

この社会保険料控除を受けるためには、納付したことを証明する書類の添付が義務付けられています。

なお、ご家族の国民年金保険料を納付された場合も、ご本人の社会保険料控除に加えることができますので、ご家族あてに送られた控除証明書を添付のうえ申告してください。

このため、平成24年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方については、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が本年11月上旬に日本年金機構本部から送付されます

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」については、控除証明書のはがきに表示されている番号へお問い合わせください。

控除証明書専用ダイヤル(平成24年11月1日〜平成25年3月15日)

電話 0570-070-117 (ナビダイヤル)

050または070から始まる電話でおかけになる場合は
電話 03-6700-1130

※お問い合わせの電話番号にかける場合は通話料金がかかります。

狩猟期間のお知らせ

平成24年11月15日(木) ~ 平成25年3月15日(金)まで

(上記期間中2月16日から3月15日までは、わなのみの狩猟を実施しています。)



狩猟期間とは、狩猟者(狩猟免許を保有し、かつ、県に狩猟者登録をした者)が銃器、網及びわなを使用して狩猟鳥獣を捕獲することができる期間です。

町民の皆様におかれましては、狩猟による事故を未然に防ぐために、以下についてご留意くださいますようお願いいたします。

また、この期間は町外の狩猟者も入りますので、ご承知おきください。

町民の皆様へ「山林等の狩猟地に立入る場合」のお願い

1. 赤色や黄色など目立つ色の服を着用しましょう。
2. 狩猟者に狩猟鳥獣と誤認されることを防ぐと共に、ツキノワグマと遭遇する危険性を減らすために、鈴やラジオ等を用いてご自身の存在を知らせましょう。
3. わなには決して近づかないようにしましょう。お子様を連れて山中に入った場合は特に注意が必要です。

「狩猟者の皆様」へのお願い

1. 関連法令やマナーを守りましょう。
2. 十分な安全確認(矢先の確認、脱砲の励行及び同行者の行動確認等)を行いましょ。
3. 猟犬の管理を徹底しましょう。
4. 狩猟により捕獲した鳥獣は、山野に放置せずに回収等を行いましょ。

農林係